

令和 7 年第 1 回中津川市議会（定例会）

委 員 会 提 出 議 案

令和 7 年 3 月 2 7 日

議第 36 号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

提出者	議会運営委員会
	委員長 田口 文数

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和 3 1 年中津川市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「開催方法」を「開会方法」に改める。

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

名称	常任委員 の定数	所 管 事 務
総務企画委員会	7 人	市長公室、総務部、市民部（税務課、地域づくり協働課）、消防本部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
文教民生委員会	7 人	医療福祉部、市民部（市民保険課、メモリアル施設整備課）、文化スポーツ部、教育委員会及び総合病院中津川市民病院の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）
産業建設委員会	7 人	農林部、商工観光部、リニア都市政策部、建設部、環境水道部及び農業委員会の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）
予算決算委員会	2 1 人	予算議案及び決算議案に関する事項

第 3 条第 1 項中「1 年」を「2 年」に改める。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 2 項の規定に基づき設置された各常任委員会の委員、委員長及び副委員長に選任されている者は、引き続きそれぞれ改正後の同名称の各常任委員会の委員、委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により選任された委員の任期とする。